役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県臨床工学技士会(以下、「本会」という。)定款 第26条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、 これを公表することにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、役員への 報酬等の支給金額の妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 役員とは、理事、監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、本会を主たる勤務場所とし、且つ勤務日数が1週間のうち3日 以上を勤務する者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、常勤以外の役員をいう。
 - (4)報酬等とは、役員に支給される報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、職務の遂行に当たって負担した費用とは区分される。
 - (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。) 及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 常勤役員に対しては、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
 - 2 常勤役員の報酬は月額とする。
 - 3 非常勤役員の理事に対しては、本会の実施する事業に従事した場合における対 価として日当を支給することができる。
 - 4 前項の日当は、その都度現金で支払うものとする。
 - 5 非常勤役員の監事にたいしては、職務執行の対価として報酬を支給することが できる。
 - 6 役員には、賞与及び退職金を支給しない。

(報酬額の決定)

- 第4条 常勤役員の理事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において て、別表第1常勤役員報酬表のとおりとし、各々の常勤役員の理事の報酬は会長が 理事会の承認を得て決めるものとする。
 - 2 非常勤役員の理事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表第2非常勤役員報酬表のとおりとし、各々の非常勤役員の理事の報酬は会長が理事会の承認を得て決めるものとする。
 - 3 常勤役員の監事の報酬は、別表第1常勤役員報酬表のとおりとし、各々の常勤 役員の監事の報酬は総会の承認を得て決めるものとする。
 - 4 非常勤役員の監事の報酬は、別表第2非常勤役員報酬表のとおりとし、各々の 非常勤役員の監事の報酬は総会の承認を得て決めるものとする。

(費用)

第5条 本会は、役員が、その職務の遂行に当たって負担した費用については、これを 請求のあった FI から遅滞なく支払うものとし、また必要金額が確定しており前払い を要するものについては前もって支払うものとする。 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額は実費とする。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、総会の決議により行うものとする

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106 条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1常勤役員報酬表

職名	報酬額
理事	月額50万円以内
監事	年額5万円以内

別表第2非常勤役員報酬表

職名	報酬額
理事	日当1万円以内
監事	月額2万円以内